第 1 7 5 - 6 号 令 和 7 年 9 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高崎市長 富岡 賢治

市町村名	高崎市									
(市町村コード)	(10202)									
	西部地域									
地域名(地域内農業集落名)	( 鼻高・藤塚・八幡・駅前・剣崎・金井淵・町屋・下大島・若田・上豊岡・中豊岡・下 豊岡 )									
協議の結果を取り	令和 7 年 8 月 2 8 日 (第 3 回)									

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

現状として、当地域は、市街化農地が比較的多く、養蚕業の最盛期に開墾した農地の多くは急傾斜地であり、そのほとんどが荒廃し再生利用が困難な状況にある。産地として、古くから「剣崎モモ」をはじめ、ナシ、ウメ等の果樹産地を形成している。しかし、近年は生産者の高齢化や老木樹の増加により産地規模は縮小する一方で、「6次産業化等推進事業補助金」をはじめとする支援制度を活用し、規格外品を活用した加工品販売に取り組む農家が増えつつある。また、施設ナス、キュウリ生産、露地ナス生産など、野菜生産農家が多いほか、大規模な酪農経営が展開されている。

課題として、気候変動の影響による生産量・果実品質の低下やクビアカツヤカミキリ等の被害拡大がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

本地区は、畑作を主体にした農業振興を図る。さらに、野菜栽培をしている農家も多く、意欲ある農家については 規模拡大を検討し、小規模農家については現状の経営規模を維持していく。

果樹については、モモ農家が「剣崎モモのブランド化」を地域として推進している。そのため、県内外へ情報発信し、ブランドとして定着を図り、高付加価値を付けられるよう努める。さらに、加工にも力を入れ、6次産業化の推進により地域全体として所得を向上させる。また、酪農経営においては、農地集積により飼料作物の生産を拡大し、自給飼料の向上を図る。

# 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	141.2 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141.2 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の範囲については、原則、農振農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項											
	(1)農用地の集積、集約化の方針											
	農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や認定新規就農者等の地域の中											
	核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、高崎市農地情報登録も活用し、農業委											
	員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。											
	地元及び関係機関が連携をし、地区内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制・支援体制を整えて											
いく。												
	(2) 農地中間管理機構の活用方針											
	担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地											
	の所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。											
	(2) + 你本/+ 本** 。		<b>N</b> I									
	(3)基盤整備事業への取組		<u> </u>	± <i>⊢</i> /++	- <del></del>							
	地域の意向、担い手の意向を	に踏り	まえ、必要に応じて基盤	整備	i 事業に取り組む。	0						
	 (4)多様な経営体の確保・	・育	 或の取組方針									
	市を中心に県及びJAと連携した就農相談体制を強化し、就農希望者の意向を踏まえながら研修計画や就農後の経											
	営計画策定を支援する。また、研修先農家のリスト化など、新規就農者受入体制を整備し、露地野菜及び施設園											
	芸、集落営農法人の担い手確保に努める。											
	(5)農業協同組合等の農業	美支持	<b>援サービス事業者等への</b>	農作	業委託の活用方	針						
	   以下任意記載事項(地域の第	三小主	こ	745 부드 2	リー 野知士針ち	== =+1	コープン					
	☑ ①鳥獣被害防止対策	_	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<b>7</b>	⑤果樹等			
		_							_			
	◎燃料・資源作物等	Ш	⑦保全・管理等	Ш	8農業用施設	Ш	⑨耕畜連携等	Ш	⑩その他			
【選択した上記の取組方針】												
①地元猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵による防除・周辺環境の整備を複合的に実施し、鳥獣による												
農作物被害の低減に努める。												
	②③④持続可能な地域を目指し、農業の省力・省エネ化及び担い手確保のため、スマート農業技術の導入を検討す											
	るとともに、減農薬・有機栽培などによる農作物の高付加価値化、高収益作物の栽培推進(畑地化)及び剣崎桃を											
	中心とした輸出等による販路拡大など地域の高収益化に向けた取組を検討していく。											

⑤果樹の規格外品を活用した加工品販売に取り組む。